

公立学校共済組合山口支部保健事業指針

1 はじめに

公立学校共済組合山口支部（以下「支部」という。）では、平成24年2月に公立学校共済組合本部（以下「本部」という。）が制定した「保健事業実施に関するガイドライン」（以下「旧ガイドライン」という。）に基づき、「公立学校共済組合山口支部保健事業指針」を制定し、組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康及び福祉の増進を目的として、様々な保健事業に取り組んできた。

しかしながら、この間、当組合を取り巻く事業環境は大きく変化し、医療保険者が負担する後期高齢者支援金に加減算の仕組みが導入され、組合員等の健康の保持増進及び疾病予防と医療費適正化との両面を意識した保健事業の展開が求められることとなった。

また、平成27年度からは、レセプト及び特定健康診査のデータ分析に基づく効果的・効率的な保健事業を実施する「データヘルス」の開始に加え、平成28年度には、地方公務員等共済組合法が改正され、健康管理及び疾病予防に係る組合員等の自助努力についての支援の実施が盛り込まれるとともに、労働安全衛生法の一部改正によるストレスチェック制度が始まるなどメンタルヘルス対策の重要性も高まっている。

一方で、少子高齢化の進展を背景とした組合員数の減少や給与総額の減少等により、組合員の掛金や地方公共団体の負担金は、今後、縮小していくことが見込まれるため、より一層の効果的かつ効率的な事業運営の実施が求められている。

こうした中、本部では、平成28年度に「保健事業検討委員会」を設置して、今後の保健事業のあり方等について検討を加え、平成29年6月、新たな「保健事業実施に関するガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）を制定した。

このため、支部においても今後の保健事業の中長期的な方向性を示すため、本指針を改定するものである。

2 支部保健事業の現状

旧ガイドラインでは、「保健事業は、組合員等の心身の健康づくりを主な目的として行うことにより、組合員等が健康な生活を営み、組合員が安心して職務に専念できるように支援するものである。」とあり、また、健康管理事業については、次に掲げる事項に重点を置くとした。

- ・生活習慣病やがんの発症リスクが高い組合員を中心に人間ドック等の受診機会を提供する。
- ・組合員の約半数が女性であるという当共済組合の事情を考慮して、引き続き婦人がん検診の拡充を推進する。
- ・教職員の病気休職の現状を鑑み、メンタルヘルスに対する多様な取組を図る。 等

このため、支部では、このガイドラインに基づき、人間ドックの年齢拡大や婦人検診の受診枠の拡大等の健診事業の充実を図るとともに、メンタルヘルスに関する各種相談事業や講習会開催経費の助成など様々なメンタルヘルス対策に力を入れてきた。

一方で、健康管理事業以外の保健事業（以下「一般事業」という。）については、旧ガイドラインにおいて、

- ・保健事業の目的を踏まえて、引き続き必要性及び優先順位を検討し、見直しを行っていく。
- ・少子高齢化社会の進展を背景に組合員等のニーズが高まっている、介護・育児支援、生活設計支援等については、事業全体の見直しの中で必要な財源を確保して、その充実に努める。 等

とあるため、公立学校共済組合山口宿泊所（以下「セントコア山口」という。）のイベント参加費補助を廃止するなど事業の見直しを図るとともに、ライフプランセミナーや育児・介護講座等については、講義内容の充実等に努めてきた。

3 基本的な考え方

支部では、新ガイドライン及び平成29年6月に全組合員を対象に実施した「支部保健事業に関するアンケート調査」の結果、さらには今後の福祉財源（組合員の掛金及び地方公共団体の負担金）の見込みや国の健康増進政策の動向等を踏まえるとともに、現在策定中の「山口支部第2期データヘルス計画」との整合を図りながら各事業の見直しを行う。

健康管理事業については、生活習慣病の発症予防、各種検診事業及びメンタルヘルス対策に重点を置くこととし、特定保健指導の実施率向上に向けた取組、婦人検診の拡充、生活習慣病の発症を予防するための運動習慣づくりへの支援などを行うとともに、メンタルヘルス対策事業及び本部が実施する電話や面接による相談事業の推進に努める。

一般事業については、組合員等の健康の保持増進及び疾病予防に資するという保健事業の目的を踏まえるとともに、今後とも、福祉財源の減少が見込まれることに鑑み、事業の必要性及び優先順位を十分に検討したうえで見直しを行う。

なお、これら事業の見直しに当たっては、本部並びに山口県教育委員会等の事業者（学校保健安全法又は労働安全衛生法の規定による健康診断及びストレスチェックの実施義務を負う者をいう。）、一般財団法人山口県教職員互助会との連携・協働を図りながら、それぞれの役割分担を明確にし、各事業を効率的に執行するよう努める。

また、個人情報保護法、公立学校共済組合個人情報保護規程その他関係法令等の規定遵守に留意のうえ、組合員等の健診結果等の情報を分析・活用することにより、より効果的な保健事業の実施に努める。

4 事業別の方向性

(1) 健康管理事業

ア 特定健診等事業

- ・支部の特定健康診査受診率は、当組合の全体平均を上回っているものの、引き続き、組合員はもとより被扶養者及び任意継続組合員に係る特定健康診査の受診率の向上に努める。
- ・支部の特定保健指導実施率は、当組合の全体平均よりも低いため、組合員等の利便を考慮した訪問型の特定保健指導等を行うことにより、実施率の向上に努める。

イ 健診事業

- ・近年、支部の生活習慣病有病者率は、当組合の全体平均に比べてその増加傾向が顕著であるため、メタボリックシンドローム及びその予備軍の発生を抑制するための事業を推進する。
- ・日帰りドック（40歳未満の若年層を含む指定年齢制（6年齢））及び胃検診については、生活習慣病をはじめとした疾病の早期発見に努めるため、引き続き実施する。
- ・婦人検診については、組合員の約半数が女性であり受診希望者が多いことや支部の乳がん有病者率が増加傾向にあることから、引き続き受診機会の拡充に努める。

ウ 健康づくり事業

- ・生活習慣病の発症予防を中心に、節酒や禁煙、歯の喪失防止に係る意識啓発や慢性閉塞性肺疾患（COPD）の認知度の向上を図るための取組を行う。
- ・支部組合員は、生活習慣の改善意識や運動に対する習慣が当組合の全体平均に比べて低い傾向が見られるため、生活習慣病の発症予防に向け、運動習慣づくりを支援する取組を行う。

エ メンタルヘルス対策事業

- ・支部の精神疾患の有病者率は、当組合の全体平均と同程度であるが、長期病休者に占める精神疾患の割合はここ数年4割程度の高い数値で推移しているため、山口県教育委員会、一般財団法人山口県教職員互助会及び本部と連携しながら、引き続き、各種相談事業等を推進する。

(2) 一般事業

- ・現在、組合員の福祉の増進に資する事業として、介護・育児その他生活の支援に関する事業や宿泊施設の利用補助等保養に関する事業を実施しているが、保健事業の目的及び福祉財源の減少を踏まえ、さらなる事業の必要性及び優先順位を検討し、見直しを行う。
- ・組合員から要望の強い宿泊保養施設利用補助等の各事業は、必要な財源を確保

しながら継続の方向で検討するとともに、利用実績の少ない事業については、一部事業の見直しを行う。

- ・ 少子高齢化社会の進展を背景に組合員等のニーズが高まっている介護・育児支援及び生活設計支援に関する事業については、事業全体の見直しの中で必要な財源を確保して、その充実に努める。
- ・ なお、組合員等の健康増進及びその意識啓発を目的としない単なる物配り的な事業については、実施しないこととする。

(3) セントコア山口への支援

セントコア山口は、組合員等の保養施設として昭和26年に山泉荘として開設され、平成11年のリニューアルを経て現在に至っている。

当施設は、公立学校共済組合宿泊所として、組合員等の福祉の増進に資する役割を有するものであることから、組合員等にとってより利用しやすいものとなるよう今後とも支援を行うが、独立採算の原則及び外部資金に依存することなく組合員への説明責任を果たすことのできる安定的な経営基盤の確立が求められていることから、支援の範囲は必要最低限とする。

5 おわりに

保健事業については、各支部がその実情に応じて、創意・工夫して実施するものであるが、その目的はあくまで組合員等の健康の保持増進及び疾病予防である。

今後は、少子高齢化の進展を背景に組合員の減少等による福祉財源の減少が見込まれることから、事業のより一層の効率性が求められることとなるが、疾病予防や健康づくりへの支援要請の高まりに伴い、事業の持つ意義と重要性はますます高まることが予想される。

支部は、本指針を踏まえ、今後の事業を取り巻く環境変化を的確に捉えとともに、支部の実情に即したより効果的・効率的な事業展開を図ることで、組合員等の健康の保持増進及び疾病予防を図り、福祉の増進に努められるようお願いする。